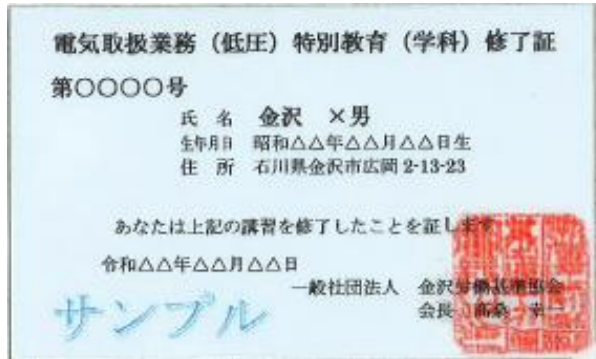


【電気取扱業務（低圧）特別教育】

この講習は、労働安全衛生法第59条及び規則第36条に規定されている危険又は有害な業務に労働者をつかせる場合に行うべき安全又は衛生のための特別の教育です。特別教育を受講された方には、電気取扱業務（低圧）特別教育修了証を交付します。



（特別教育の記録の保存）事業者は、特別教育を行ったときは、特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、3年間保存する必要がありますので、この特別教育講習時に配布する講習時間割表電気取扱業務（低圧）特別教育と修了証写しを作成して教育記録のファイルに保存するようにしてください。（修了証は、受講者のものです。）

労働安全衛生法第59条第3項

事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則第36条第4号（特別教育を必要とする業務）抄

第三十六条 法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

低圧（直流750ボルト以下、交流600ボルト以下である電圧をいう。）の充電電路（対地電圧が50ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が50ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害の生ずるおそれのないものを除く。）のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

科目	範囲	時間
低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	1時間
低圧の電気設備に関する基礎知識	配電設備 変電設備 配線 電気使用設備 保守及び点検	2時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具 絶縁用防具 活線作業用器具 検電器 その他の安全作業用具 管理	1時間
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護 作業者の絶縁保護 停電電路に対する措置 作業管理 救急処置 災害防止	2時間
関係法令	労働安全衛生法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

受講料（税込み、テキスト代含む）

会員 8,410円/人 一般 10,610円/人

講習カリキュラム

時間	科目
9:00～10:00 (1時間)	低圧の電気に関する基礎知識 (低圧の電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁)
10:00～10:05	休憩
10:05～12:05 (2時間)	低圧の電気設備に関する基礎知識 (配電設備 変電設備 配線 電気使用設備 保守及び点検)
12:05～12:50	昼食・休憩
12:50～13:50 (1時間)	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 (絶縁用保護具 絶縁用防具 活線作業用器具 検電器 の他の安全作業用具 管理)
13:50～13:55	休憩
13:55～15:55 (2時間)	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 (充電電路の防護 作業者の絶縁保護 停電電路に対する措置 作業管理 救急処置 災害防止)
15:55～16:00	休憩
16:00～17:00 (1時間)	関係法令 労働安全衛生法、同法施行令、労働安全衛生規則中の関係条項